

○登録政治資金監査人への周知文書

政 適 委 第 号
平成 2 9 年 月 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄 男

政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成 27 年 1 2 月 2 2 日付け政適委第 3 6 6 号）でお知らせしたとおり、平成 27 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査について、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言の取組を実施しております。この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものです。

去る平成 28 年 1 2 月 2 2 日に開催された平成 28 年度第 4 回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定し、個別の指導・助言の対象とした事例等について、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成 28 年 1 2 月 2 2 日付け政適委第 4 0 2 号）でお知らせしたところですが、平成 29 年 2 月 1 6 日に開催された平成 28 年度第 5 回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を追加で決定したところ（別添「平成 28 年度第 5 回政治資金適正化委員会資料」を参照）。

今般、該当する登録政治資金監査人の方々に対し文書により個別の指導・助言を行ったところですが、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、追加で個別の指導・助言の対象とした事例も含め、今回の取組において個別の指導・助言の対象とした事例について、下記のとおりお知らせします。

また、今回の取組において上記以外に都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）及び総務省から報告を受けた事例についても、下記に併せてお知らせします。

なお、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、これらの事例等を掲載しております。

政治資金監査は、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき適確に行う必要があります。下記のような事例が生じないよう、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成 28 年 3 月改定版）、これに掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご覧ください、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 個別の指導・助言の対象とした事例（下線部が追加された事例）

- ・ 収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があった。

- ・ 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。

※ 上記事例には以下の事例を含む。

- ・ 支出に重複計上があったため、後に重複分を削除した。
 - ・ 収支報告書に計上されていない支出に係る徴難明細書が添付されており、後に当該支出を追加した。
 - ・ 対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・ 目的等が不一致の領収書等に係る支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しだけでなく徴難明細書にも記載されており、後に徴難明細書から当該支出を削除した。
 - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しもなく徴難明細書にも記載されていなかったが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。
- ・ 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった（領収書等の年月日のうち「年」の記載が誤っていた）。
 - ・ その他、収支報告書に計上されている支出について、領収書等との確認を行っていなかった。
 - ・ 同一の登録政治資金監査人について、2か年分連続で同一又は異なる事例の報告があった。
 - ・ 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

2 1 以外に、今回の取組において都道府県選管及び総務省から報告のあった事例（下線部が追加された事例）

(1) 政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」(1) で監査対象期間が「平成26年」等となっていた。
- ・ 政治資金監査報告書上で書類名が誤っていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった（支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載）。
- ・ 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

(2) 収支報告書に関するもの

- ・ 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の年月日の記載が誤っていた）。

- 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の支出の目的の記載が誤っていた、漏れていた）。
- 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった（徴難明細書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった（振込明細書に係る支出目的書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 突合を行った書面として、当初は支出の目的の記載のない払込金受領証（コンビニ支払い）の写しが添付されていたが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。
- 収支報告書上で支出の目的の記載不備があった（支出の目的の記載が誤っていた）。
- 収支報告書上で年月日の記載不備があった（様式間で整合的でなかった）。
- 収支報告書上で氏名、住所の記載不備があった（氏名、住所の記載が誤っていた等）。
- 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- 徴難明細書の記載が不適正だった（領収書等の徴収漏れ・紛失を徴難事情としていた）。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp